



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

BR&R

米連邦最高裁が、倒産法の定める債権の優先秩序に反する内容での Chapter 11 手続の自己廃止を、債権者の支持が得られていないことを理由に却下

[U.S. Supreme Court Invalidates Non-Consensual Structured Dismissal Deviating from Bankruptcy Priority Scheme](#)

米国連邦最高裁判所は、2017年3月22日、Czyzewski v. Jevic Holding Corp.において、債務者が Chapter 11 手続の自己廃止 (structured dismissal) の許可を申し立てたことに対し、これを不適法として却下しました。

米国の倒産・事業再生においては、再建型の倒産手続である Chapter 11 手続について、債務者が再建計画外で主要資産を売却した後の手続の終え方として、再建計画を成立させ実行することや清算型手続である Chapter 7 手続へ移行することと並び、債務者が主要債権者の承諾及び裁判所の許可を得て手続を廃止し終結させる自己廃止という方法があり、実務では多用されています。通常、自己廃止の申立てには手続廃止後の処理について付帯条項が設けられ、裁判所はその内容を吟味した上で自己廃止を許可するか否かを判断します。

頭書の事件においては、一部の無担保債権者が弁済を受ける一方で、本来は無担保債権者に優先して弁済を受ける立場にあった労働債権者が何も得られないという内容の付帯条項が設けられ、これに当該労働債権者が反対したことから、自己廃止の可否が裁判所において争われました。連邦控訴裁判所は事態の緊急性を理由にかかる取扱いを認めて許可しましたが、連邦最高裁判所はこれを覆し、倒産法の定める債権の優先秩序に反する弁済の付帯条項を設ける自己廃止は、これにより影響を受ける債権者の賛成を得なければ許可することはできないという判断を示しました。

Corp.

シンガポール改正会社法の成立

[Singapore Promotes Corporate Transparency, Less Regulation, Easier Redomiciliation with Companies Act Amendments](#)

シンガポール改正会社法が2017年3月10日に成立しました。同改正は、シンガポールが東南アジアにおけるビジネス・金融の中心地としての地位を確立することを目指した改正と言えます。

主要な改正点としては、①会社の透明性の強化 (実質的支配権の保有者等の登録、外国会社の社員の登録、会社記録の保管義務等)、②会社の事務負担の軽減 (会社印の作成義務の廃止 (選択制) 及び閉鎖会社の定時株主総会開催義務の免除)、③登録外国法人のシンガポール法人への変更登録手続きの導入などが挙げられます。①の改正については3月31日が施行日とされていますが、60日間まで登録義務を猶予する

経過措置があります。②及び③の改正について、施行日は現時点では未定です。

BR&R

シンガポールにおける国際的なデット・リストラクチャリングを促進する新たな企業倒産法制の制定

[Singapore Enacts New Corporate Bankruptcy Law to Promote International Debt Restructuring](#)

上記掲載記事の“シンガポール改正会社法の成立”でご紹介した2017年3月30日施行のシンガポール改正会社法においては、企業倒産手続についても大幅な制度変更が加えられました。この改正は、事業再生にとって有益な手法を提供するとともに、倒産手続の国際化にも対応するものであって、今後シンガポールが国際的なデット・リストラクチャリングの中心地となることを目指した動きであると言えます。主な改正内容は、以下の通りです。

- 債務者の財務状態が深刻化する前に管財人を選任することが可能になった。
- 米国倒産法に倣い、DIP ファイナンス、オートマティック・ステイ、クラム・ダウン等の倒産手続を円滑に進めることを可能にする制度を導入した。
- シンガポール国外の資産についても手続の効力が及ぶようになった。
- 外国法人もシンガポール国内で倒産手続を申し立てられるようになった。

BR&R

シンガポール、デラウェア州及びニューヨーク州の裁判所が国際倒産共助に関するガイドラインを採択

[Singapore, Delaware, and New York Courts Adopt Cross-Border Insolvency Cooperation Guidelines](#)

シンガポール最高裁判所及び米国デラウェア州倒産裁判所が2017年2月1日に、次いで米国ニューヨーク州南部倒産裁判所が同年2月17日に、国際倒産に関する裁判所間の連絡及び協力に関するガイドライン (以下「国際倒産共助ガイドライン」) を採択しました。国際倒産共助ガイドラインは、国際倒産手続において、異なる国の裁判所間の協力を円滑にすることを目的として、2016年10月にシンガポールで開催された倒産裁判官ネットワークの会合に参加した英米法圏各国の裁判官により編集されたものです。

これまで、立法府が主導して国際倒産に関する法制を整備する動きはありましたが、国際倒産共助ガイドラインは複数の国の司法府が協力して成立したルールとして注目されます。あくまで裁判所による手続に関する自主規則という位置付けであるため、既存の倒産法制を変更するものではありませんが、異なる国の裁判所間の連携が従前は必ずしも機能的でなく、連絡の方法についてすら決まりごとがなかったことに鑑みると、国際倒産共助ガイドラインによる共通のルールの導入は非常に画期的なことです。今後は、英国やオーストラリアなど他の英米法圏の国でも、裁判所により国際倒産共助ガイドラインが採択されることが見込まれ、これらの国々



の複数にまたがる国際倒産手続がより迅速に行われることが期待されます。

また、国際倒産共助ガイドラインの編集がシンガポールで行われ、同国の裁判所が最初に同ガイドラインを採択したという事実も着目すべき点です。上記掲載記事の“シンガポールにおける国際的なデット・リストラクチャリングを促進する新たな企業倒産法制の制定”でご紹介した通り、シンガポールは国際倒産手続のハブとも言うべき中心的な地位を獲得するべく積極的に法整備を進めており、国際倒産共助ガイドラインの編集及び採択はかかる動向と密接に関連しているものと見ることができます。

General 自動運転車両の実用化への道のり～保険に及ぼす影響についての考察

[The Road to Autonomous Vehicles: A Look at Insurance Implications](#)

自動運転車両の業界に関わる企業は、その実用化が近づくにつれて、これに伴う製造物責任の変化に関連する様々な問題の検討を進めています。それらの中には、従来の法律論の状況と性質において明確に異なる問題も含まれると考えられており、保険の在り方もその一つに数えられています。保険会社が提供する PL 保険は企業に生じた製造物責任法上の損害をカバーするものですが、自動運転車両の実用化により保険の内容にも大きな影響が生じることが予想されるからです。

これまで、車両事故があった場合、まず運転者の責任が問われるのが通常でした。しかし、自動運転車両の実用化によって、責任の所在が運転者から当該車両やその部品の製造者等に大きくシフトすることが見込まれます。それゆえ、自動運転車両の製造者等は、自らが加入する保険の補償範囲について確認し修正することが必要となります。また、保険会社においても、自動運転車両の製造者等に特化した新たな保険商品が開発されることが予想されます。

その他、2017年4月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

Antitrust
EU 委員会が反競争行為に関する匿名通報制度を整備
[European Commission Launches Competition Law Anonymous Whistleblower Tool](#)

Antitrust
欧州委員会による電子商取引分野における重点的な取組み
[European Commission Prioritizes Completion of Digital Single Market](#)

Disputes
EU 裁判所による手続遅延に対する損害賠償請求の行方
[The Battle over Damages for Delayed Proceedings at EU General Court Continues](#)

General
米国連邦控訴裁判所、虚偽請求取締法に基づくメディケア二次的支払人の責任を問う請求を棄却
[Second Circuit Affirms Dismissal of False Claims Act Medicare Secondary Payer Cases](#)

General
米国連邦控訴裁判所、連邦エネルギー規制委員会による電力料金改定を取り消す
[D.C. Circuit Tells FERC to Try Again on Utility Rates of Return](#)

General
保険金支払い処理の迅速化を促す英国改正保険法の施行
[A Remedy for Delay in Settlement of Commercial Insurance Claims in the UK?](#)

IP
オーストラリアにおける革新特許の侵害に対する損害賠償
[Recovery of Damages Under Innovation Patents in Australia](#)

Labor
オランダにおいて産業医の機能を強化する法改正
[Company Doctor: Changes to Dutch Workplace Legislation](#)

Life Science
米国食品医薬品局、医薬品の製品表示及び専門家への説明方法に関するガイドラインを策定
[The Continuing Story of Manufacturers' Off-Label Promotion of Approved or Cleared Medical Products](#)

Life Science
最近 10 年の EU における医薬品の条件付き承認
[Ten Years of Conditional Marketing Authorizations](#)

Life Science
医薬品の製造過程調査 (GMP 調査) に関する米国・EU 間の合意が発効
[EU-U.S. Agreement for Mutual Recognition of GMP Inspections Entered Into Force](#)

Tax
続・オーストラリアにおけるインフラ投資及び民営化の最新動向 (税務当局による補足通達について)
[Further Update on Federal Taxation—Australian Infrastructure Investment and Privatisation](#)